

精神障害者地域移行・定着連絡会議活動報告

1 令和2年度

(1) 精神障害者地域移行・定着連絡会

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため未実施

(2) 「精神障害者退院相談支援事業」公募選定の実施

ア 平成30年度、令和元年に実施した精神障害者地域移行・定着連絡会議及び作業部会における検討の結果、精神障害者の地域移行及び地域定着支援の促進を図るため、精神障害者退院相談支援事業に取り組むこととし、事業者公募選定を実施した。

イ 選定事業者

特定非営利活動法人 ハートフル翔

(所在地：東京都目黒区平町二丁目20番8号 マイコート101)

2 令和3年度

(1) 精神障害者地域移行・定着連絡会作業部会

令和3年6月22日(火)

議題1 目黒区精神障害者地域移行・地域定着推進連絡会、作業部会活動報告

議題2 目黒区精神障害者退院相談支援事業について

議題3 目黒区精神障害者退院相談支援事業内容の検討

(2) 精神障害者退院相談支援事業

ア 事業の周知 事業実施案内・委託事業者挨拶・事業パンフレットを送付

(ア) 医療機関(53か所)宛て

令和元年度に精神障害者地域移行・定着連絡会議において実施した、医療機関アンケートに回答のあった医療機関

(イ) 関係所管宛て

保健予防課・碑文谷保健センター・生活福祉課

イ 事業の実施状況

医療機関や関係機関から数件の相談が入り、医療機関に訪問しての支援や家族からの聞き取りを実施している。

(3) 精神障害者地域移行・定着連絡会

今後書面等により開催予定

以 上

目黒区精神障害者地域移行・地域定着推進連絡会設置要綱

平成 30 年 9 月 28 日付目健障第 3601 号決定

(目的)

第 1 条 精神障害者が地域において安心して生活を営むことができるよう目黒区の精神障害福祉・医療・保健関係機関及び関係者間における連携の在り方等の体制を整備するため、目黒区精神障害者地域移行・地域定着推進連絡会（以下、「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関し、必要な情報交換、意見交換、連絡調整及び事業の検討を行う。

- (1) 精神障害福祉・医療・保健関係機関及び関係者間の情報共有による支援体制の充実、強化を図ること。
- (2) 目黒区の精神障害福祉事業として、精神障害者の地域移行及び地域定着の推進に係る連携に関すること。
- (3) その他、必要があると認める事項。

(連絡会の構成)

第 3 条 連絡会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害福祉関係に従事する者
- (3) 保健医療関係に従事する者
- (4) 行政機関に従事する者

(任期)

第 4 条 構成員の任期は、選任の日からその年の翌年の 3 月 31 日までとし、補欠構成員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 連絡会に会長及び副会長を置き、構成員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 連絡会は、会長が招集する。

(意見聴取)

第7条 会長は必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(連絡会の公開)

第8条 連携会議は、公開とする。ただし、公開することが適当でないと認めるときは、公開しないことができる。

(守秘義務)

第9条 構成員その他の連絡会関係者は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 連絡会の庶務は、健康福祉部障害福祉課が担当する。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から適用する。